

【フラット35】地域連携型



子育て世帯に憧れのマイホームを。

マイホーム取得で地方移住の夢を現実に。

子育て世帯や地方移住者等に対する積極的な取組を行う地方公共団体の財政的支援とセットで、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げます。

金利引下げ期間	金利引下げ幅
当初5年間	【フラット35】の借入金利から 年▲0.25%

【フラット35】Sとの併用で、当初5年間、年**0.5%**引下げ！

【フラット35】Sとは、省エネ性や耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を金利Aプランは当初10年間、金利Bプランは当初5年間、年**0.25%**引き下げる制度です。

ご利用いただくための要件

地方公共団体から、「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。交付を受けるための条件については、各地方公共団体へお問合せください。

※【フラット35】地域連携型、【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。
 受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。
 また、地方公共団体の補助事業が終了した場合も受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問合せください。
 ※このほか、【フラット35】地域連携型のご利用にあたっては、住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。
 各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧くださいか、お客さまコールセンターまでお問合せください。

⚠️ 【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。

【フラット35】地域連携型が利用できる地方公共団体については、裏面をご覧ください。

🔍 【フラット35】サイト
 【フラット35】地域連携型を
 利用できる地方公共団体や利用要件などを
 確認できます！

フラット35 地域連携



お電話でのお問合せ
 (お客さまコールセンター) **0120-0860-35**

ハロー フラット35

通話
 無料

お気軽にお電話ください。土日も営業しています(祝日、年末年始を除く。)。営業時間 9:00~17:00

利用できない場合(国際電話など)は、次の番号におかけください。
 ☎ 048-615-0420(通話料金がかかります。)

【フラット35】地域連携型が利用できる地方公共団体一覧

(2021年10月1日現在)

凡例 新築・中古:◎、新築:○、中古:●

地方公共団体	地方公共団体の補助事業等名	対象の住宅	お問い合わせ先
山口県	ふるさとやまぐち三世代同居・近居住宅支援補助金	◎	土木建築部住宅課 083-933-3874
下関市	下関市移住者向け住宅購入支援事業	◎	建設部住宅政策課 083-231-1941
宇部市	宇部市U I Jターン奨励助成金	●	うべ移住・定住サポートセンター (政策企画グループ内) 0836-34-8480
防府市	防府市三世代同居定住促進事業	◎	土木都市建設部建築課 0835-25-2390
光市	光市市有地活用型定住支援事業	○	政策企画部企画調整課企画係 0833-72-1407
長門市	長門市三世代同居住宅支援事業補助金	◎	建設部建築住宅課 0837-23-1186
美祢市	すんでみ〜ね。住まい応援事業補助金	◎	総合政策部地域振興課 移住定住促進係 0837-52-1128
山陽小野田市	山陽小野田市厚狭駅南部地区定住奨励金	◎	建設部都市計画課 0836-82-1168
田布施町	田布施町子育て住まいる支援事業	◎	企画財政課 0820-52-5803
平生町	平生町若者定住促進住宅事業	◎	地域振興課 0820-56-7120
	平生町空家リフォーム事業助成金	●	

※各地方公共団体の補助金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。